

陶土値上げ分に対する助成について

令和7年8月からの陶磁器原材料の陶石や陶土代の値上げを受け、有田町では窯業関係者の負担軽減のため「有田町陶土値上対策支援事業」を実施します。

佐賀県陶磁器工業協同組合を窓口として、陶土値上げ分の一部助成の申請を受け付けます。

1. 助成対象

令和7年8月～12月（5ヶ月分）に購入した価格改定後の陶土代

2. 対象事業者

町内に事業所または住所を有している製陶業・生地製造業者・商社など

※佐賀県陶磁器工業協同組合員以外の事業所も対象です。

3. 助成対象額

陶土代のうち、値上げ分の2分の1（値上げ分を25%とみなす）

4. 提出書類

- ① 令和7年8月～12月に陶土代として購入した費用の領収書
- ② 申請書様式
- ③ 事業所が有田町にあることが確認できる書類（提示のみ）

5. 提出先

佐賀県陶磁器工業協同組合

6. 提出期限

令和8年1月30日（金）

【詳しくは】佐賀県陶磁器工業協同組合 川原 TEL：0955-42-3164

有田町役場商工観光課 TEL：0955-46-2500

本事業は、国の重点支援地方交付金を活用した有田町物価高騰対策事業補助金対象事業です。

有田町陶土値上対策支援事業